

菊池市告示第67号

菊池市民間宅地開発補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

菊池市長 江 頭 実

菊池市民間宅地開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市民間宅地開発補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、菊池市補助金等交付規則（平成19年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、宅地開発事業を実施する民間事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、別表に定める区域（以下「対象区域」という。）に定住する人口の増加に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建て専用住宅 居住を目的に建築され、店舗、事務所、作業場等の事業の用に供する部分がない住宅をいう。
- (2) 宅地開発事業 一戸建て専用住宅を建築するための住宅用地を分譲することを目的として行われる事業をいう。
- (3) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市町村税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある、若しくはそれらに関連する団体でないこと。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の補助対象事業は、対象区域において、次の各号のいずれにも該当する事業に係る道路及び側溝の工事とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等

の関係法令等の基準を満たす宅地開発事業のうち、一戸建て専用住宅用地で、新たに4区画以上かつ1区画180㎡以上の分譲を目的とした事業

(2) 宅地開発事業で次のいずれかに該当する道路及び側溝を設置する事業

ア 開発許可による道路（建築基準法第42条第1項第2号）

イ 県が位置の指定を行った道路（建築基準法第42条第1項第5号）又は熊本県道路位置指定取扱要項に準ずる道路

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、新設する道路の総延長（メートル単位とし、小数第2位以下を切り捨てる。）に1メートル当たり4万5,000円を乗じて得た額とし、1事業につき500万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、菊池市民間宅地開発補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 次のいずれかに該当する書類

ア 開発行為の許可指令書の写し

イ 道路位置指定における事前協議終了通知書

ウ 道路位置指定における事前協議に必要な添付書類

(3) 補助事業に係る事業収支予算書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、菊池市民間宅地開発補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助金の交付決定に条件を付することができるものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、菊池市民間宅地開発事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、

その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、菊池市民間宅地開発事業変更（中止）承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業完了後、30日以内に菊池市民間宅地開発補助金実績報告書（様式第7号）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 次のいずれかに該当する書類
 - ア 開発行為に関する工事の検査済証の写し
 - イ 道路位置指定書
 - ウ 道路位置指定申請に必要な添付書類
- (3) 補助事業に係る収支決算（見込）書（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（請求）

第11条 補助金を請求しようとする交付決定者は、速やかに菊池市民間宅地開発補助金交付請求書（様式第10号。次条において「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 補助金の交付の決定の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以後において、

この要綱に基づく補助金の交付の申請を行うことができないものとする。

(関係書類の整理)

第15条 交付決定者は、補助金の交付に関する書類を補助金の交付を受けた日以後の最初の4月1日から起算して5年間整理保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表(第2条、第5条関係)

| | |
|------|---|
| 対象区域 | (1) 旭志小学校を中心とするおおむね半径2キロメートル円の範囲内の区域(小学校区外は除く。) (2) 菊池北小学校及び七城小学校を中心とするおおむね半径1.5キロメートル円の範囲内の区域(小学校区外は除く。) (3) 戸崎小学校、花房小学校、泗水西小学校及び泗水東小学校の各々の小学校区全域 (4) 居住誘導区域内(中心市街地区域、泗水支所周辺、泗水国道387号沿道区域及び富の原地区) (5) 宅地開発事業を行う土地が(1)から(4)までの対象区域の内外にわたる場合であって、その土地の一部が(1)から(4)までの対象区域内に属するときは、当該土地の全部を対象区域とする |
|------|---|